

静岡県公安委員会規則第15号

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月29日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県金属くず営業条例施行規則（昭和33年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（差止め） 第13条 <u>条例第14条の規定による差止めは、条例第13条に規定する盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由を疎明した保管命令書（様式第10号）によらなければならない。</u> <u>2 差止めの期間は、できる限り短期間とし、また、この期間中においても、その必要性がなくなったときは、速やかに解除しなければならない。</u>	（指示） 第13条 <u>条例第15条の2の規定による金属くず商に対する指示は、指示書（様式第10号）により行うものとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第10号を次のように改める。

		第	号
		年	日
		月	
指 示 書			
住 所			
氏名又は名称	殿		
静岡県公安委員会 印			
静岡県金属くず営業条例第15条の2の規定に基づき、次のとおり指示します。			
1	違反事項		
2	指示事項		
3	指示理由		

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県金属くず営業条例施行規則第13条第 1 項の規定により交付されている保管命令書については、なお従前の例による。